

改正意匠法の施行（2）

意匠実務はどう変わる？ポイントの解説

三好内外国特許事務所
弁理士 安立 卓司



3. 建築物の意匠と内装の意匠

改正意匠法 2 条 1 項

この法律で「意匠」とは、・・・建築物（建築物の部分を含む。・・・）の形状等・・・であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

改正意匠法 8 条の 2

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下、「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

従来、意匠は物品の形状等とされていたので、不動産である建築物は意匠法で保護されておらず、物品「組立家屋」など動産としての保護に留まっていた。また、不動産及び複数の動産からなるような内装も、意匠法では保護されていなかった。

しかし、近年、店舗デザインへの投資が高まっていること、店舗や内装のデザインがブランド価値の創出に寄与していることなどを背景に、建築物及び内装の保護ニーズが高まっていた。

そこで、法改正により、建築物の意匠及び内装の意匠を保護することとした。

改訂意匠審査基準

建築物の意匠

（1）意匠法上の建築物

①土地の定着物であり、②「人工構造物」であれば、建築物の意匠として保護

される。ポイントは、「人工構造物」には土木構造物が含まれるということ。従来の建築物の概念より広い。したがって、橋梁やトンネルの意匠も、建築物の意匠として、意匠法で保護され得る。他方、審査基準では、スキーゲレンデやゴルフコースは「人工構造物」に該当しないこととされている。

■ 建築物と判断するものの例

商業用建築物



住宅



工場



競技場



橋梁



煙突



特許庁審査基準説明会資料より引用

（２）建築物の意匠を構成するもの、構成しないもの

「社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲内の物品」は、建築物の意匠の一部を構成する。任意に動かさず、建築物に付随するものであれば、建築物の意匠の一部となる。

＜建築物の意匠の一部を構成するものの例＞

- ①建築物の仕上げ材等（瓦、壁紙、タイル、フローリング、畳など）
- ②建具、固定された什器等（扉、窓、天井つり下げ灯、映画館の座席など）
- ③建築物に付随する屋外に固定されたもの（ペDESTリアンデッキ、門柱など）
- ④建築物に付随する範囲内のものと判断する植物や石等の自然物

植物や石等の自然物であっても、建築物に付随する範囲内であれば、建築物の意匠の一部を構成する。例えば、「建築物の外壁に固定したグリーンウォール」

「建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物」「家屋とそれに付随する門柱との間に植えた立木」「ホテルに付随する前庭の植物」は、建築物の意匠の一部を構成する。

これに対し、「社会通念上、一時的に配置するもので、任意に動かし、配置を変更することができるもの」は、建築物の意匠を構成しない。任意に動かせるか、配置を変更できるかが、建築物の意匠を構成するかどうかの分かれ目となる。

（３）類否

①判断主体

需要者（取引者を含む。）である。審査基準上は、施主（建築業者に建築を頼む人。お金を出す人。）が需要者とされている。とはいえ、施主は、テナントや利用客のことも考えるだろうから、テナントや利用客の視点が必ずしも無視される訳ではない。

②用途及び機能の類否判断

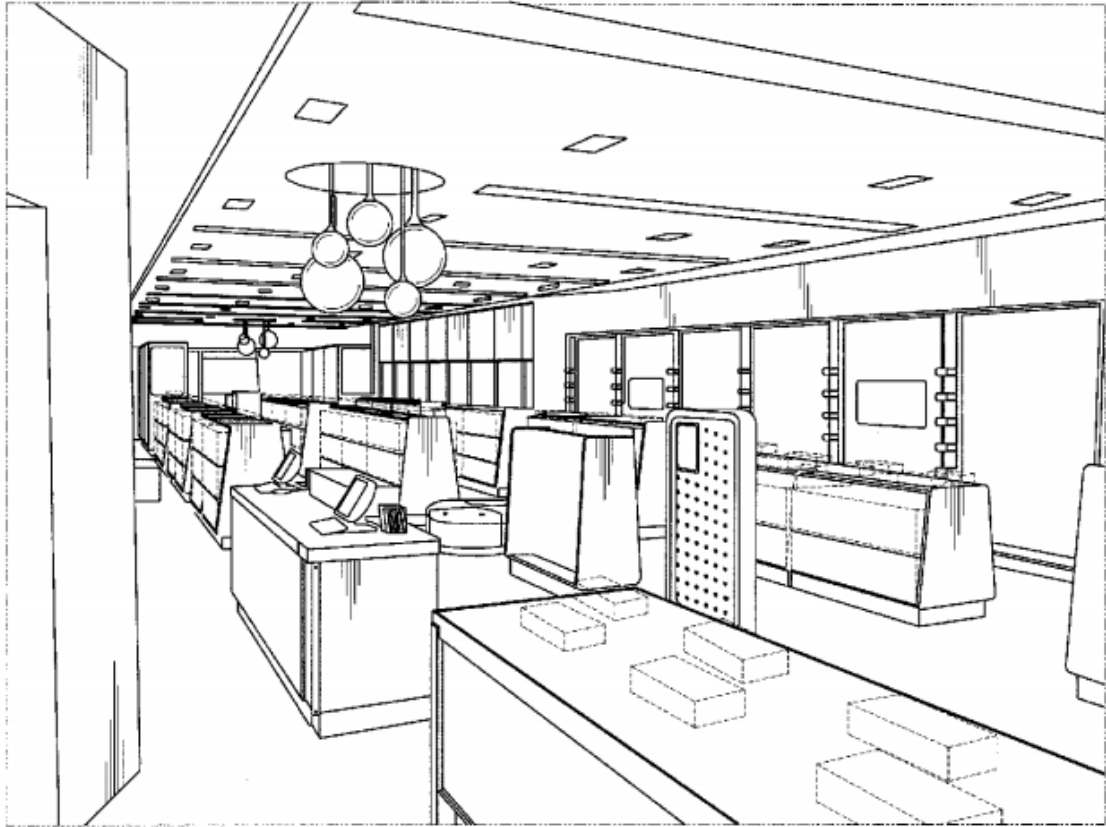
「人がその内部に入り、一定時間を過ごす」場合、用途及び機能に共通性があり、類似と判断される。一般的な感覚では、「住宅」「病院」「レストラン」「オフィス」は用途及び機能が違うように思うが、審査基準ではこれらをすべて類似と扱う。

同様の理由で、建築物の意匠である「住宅」と物品の意匠である「組立家屋」は、用途及び機能が類似と判断される。

内装の意匠

（１）内装の意匠とは

今回の改正により、物品の意匠に加え、建築物の意匠、画像意匠も保護されることになった。内装の意匠は、これらの意匠を組み合わせで構成される。



イメージとして米国意匠特許 D638, 139S

内装の意匠として保護されるためには、①店舗、事務所その他の施設の内部であること、②複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること（上述）、③内装全体として統一的な美感を起こさせるものであることの要件を充たす必要がある。

①店舗、事務所その他の施設の内部であること

「その他の施設」には、産業上のあらゆる施設が含まれる。「その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合」は、当該施設に該当すると判断される。

建築物（不動産）の意匠と異なり、組立式の簡易店舗や車両、旅客機や客船の内装など、動産の内装も、内装の意匠として保護される。

どこまでが「内部」に該当するかは解釈の問題となるが、審査基準上は施設外部とつながりのある創作についても、内装の意匠として保護する余地を残している。

②複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されなければならない。そのため、自然物（建築物の意匠を構成するケースはある）や香り・音など視覚に訴えないもの、不定形の場合は、内装の意匠を構成しない。

また、「複数の」とあるので、例えば建築物の内部のみは内装の意匠を構成しない（この場合、建築物の部分意匠となろう）。

③内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

内装全体として統一的な美感を起こさせなければ、内装の意匠として登録は認められない。審査基準を見る限り、この要件を厳格に判断するようには見えないが、解釈の問題であり、今後の運用に注意を払う必要がある。

（２）類否

①需要者

建築物の意匠の類否判断と同様、施主である。

②用途及び機能の類否判断

人が一定時間過ごすために用いられるものであれば、用途及び機能に共通性があるとして、類似と判断される。それ故、レストランの内装、オフィスの執務室の内装、ホテルの客室の内装、住宅用リビングの内装、診療室の内装、空港ターミナルロビーの内装は、原則として、用途及び機能が類似する。

コメント

今回の改正により、画像意匠の当事者が激増する（ウェブサイト関係者全員が意匠制度の当事者となる）のと同様に、建築物の意匠及び内装の意匠についても、意匠制度の当事者が激増する。すなわち、不動産が意匠法で保護されなかったこれまでと違って、建築や内装に関係する人すべてが他人の意匠権を侵害するリスクを負う。特に建築物の意匠権を侵害した場合、差止（建物を使用するな）や廃棄請求（建物を取り壊せ）ともなれば、ダメージが大きすぎる。事前調査を含め、施行前に調査するなど、リスクヘッジが重要になるだろう。